

平成 23 年 9月 補正予算要求事業調書

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)			区分
15	ジェネリック医薬品差額通知作成事業(国民健康保険管理事務事業)			新規 (拡大) 継続
会計区分	款	項	目	所管
国民健康保険事業特別会計	1	1	1	保健福祉局 福祉部 国民健康保険課
事務事業の位置付け				
しあわせ倍増プラン2009	番号		事業名	
総合振興計画新実施計画	事業コード		事業名	
根拠法令・条例・規則等	さいたま市行財政改革推進プラン2010			
予算要求事業の概要				
内容	ジェネリック医薬品差額通知の作成に対応するためのシステム改修費です。国保連合会のシステムを利用し、差額通知のデータを作成しますが、外字等の問題で国保連合会のシステムで打ち出すことができません。そのため、差額通知のデータを自庁システムに取り込み、差額通知を作成するために、システム改修を行います。			
目的・目標	<p><目的> ジェネリック医薬品に切り替え可能な先発医薬品の処方を受けた方に対し、切り替えた際に自己負担分がいくらか安くなるかの通知を送付し、医療費の適正化を図ります。</p> <p><目標(平成23年度末)> 平成23年12月までにシステムの改修を終了し、平成23年度中に通知を送ります。</p>			
現状と課題	<p><現状(平成22年度末)> 現在の本市のシステムは、ジェネリック医薬品差額通知作成のためのシステムには対応していません。また、国民健康保険団体連合会のシステムが9月にならないと稼働しないため、通知枚数・削減効果の見込みを出すことが困難です。</p> <p><課題> ジェネリック医薬品差額通知の作成に対応するための国民健康保険団体連合会のシステムが9月に稼働予定です。</p>			
今後のスケジュール	補正予算成立後にシステム改修に着手します。			

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	本事業は、行財政改革推進プラン2010により、平成23年度実施と位置づけられています。国民健康保険団体連合会のシステムが9月稼働の見込みとなりました。これに速やかに対応し、早期の通知発送実施に向けてシステム改修を行います。
	実施義務 他市の実施状況	根拠法令等 さいたま市行財政改革推進プラン2010 政令市：1市実施予定(横浜市)3市検討中(千葉市、川崎市、相模原市) 県内他市：
効果	対象者 効果	国民健康保険被保険者 医療費が適正化され、保険給付費の支出の減少が見込めます。

3 補正前予算と補正予算要求の内容

(単位：千円)

区分	金額	備考
平成23年度	補正前予算	168,431 <積算内訳> 1 委託料
	財源内訳 一般財源	168,431
9月補正予算	補正予算要求	3,136 <積算内訳> 1 ジェネリック医薬品差額通知作成に係るシステム改修費
	財源内訳 繰入金	3,136
	財政局長査定	3,136 <査定内容> 1 ジェネリック医薬品差額通知作成に係るシステム改修費
	財源内訳 繰入金	3,136
<査定理由> 医療費支出の適正化を図るため、速やかにジェネリック医薬品差額通知を実施することが適正と判断し、9月補正予算に計上することとしました。		
市長査定	3,136 <査定内容> 1 ジェネリック医薬品差額通知作成に係るシステム改修費	
	財源内訳 繰入金	3,136
<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。		